

○小川町犯罪被害者等支援条例施行規則

令和5年3月28日

小川町規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、小川町犯罪被害者等支援条例（令和5年小川町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 傷害 犯罪行為により受けた負傷又は疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害で、医師の判断により当該負傷又は疾病の療養に1月以上を要し、かつ、病院又は診療所への入院を3日以上要したものに限る。ただし、当該疾病が精神疾患である場合については、療養に1月以上を要し、かつ、3日以上労務に服する事が出来ないものその他町長が認めるものに限る。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。

(見舞金の種類及び額)

第3条 条例第8条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷害見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の傷害見舞金の支給を受けた者が、当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する傷害見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として当該遺族に支給する。

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた

時において、町内に住所を有していたもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となるもの（以下「第1順位遺族」という。）

- (2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を負った者であって、当該犯罪行為が行われた時から傷害見舞金を申請する時まで引き続き町民であるもの（第7条の規定による申請を行う時において町内に住所を有していない者であって町長が認めるものを含む。）

（遺族の範囲及び順位）

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者で、犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請するときまで引き続き町民であるものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第7条第1号において同じ。）

- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順位とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母にあつては、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、町が当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（見舞金の支給の制限）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）又は第1順位遺族と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関

係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的又は常習的に暴力的不法行為のおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと町長が認めるとき。

(5) 過去に町又は他の地方公共団体から当該犯罪行為について同様の趣旨の見舞金等の支給を受けたことがあったとき。

（見舞金の支給申請）

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 当該犯罪行為が行われた時に死亡被害者が町民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ 申請者と死亡被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本、戸籍

抄本その他の証明書

エ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当
時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認める
ことができる書類

オ 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事
情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを
証明することができる書類

カ 申請者が第5条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が発生
した当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることが
できる書類

キ アからカまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金 傷害見舞金支給申請書（様式第2号）及び次に掲げる書類

ア 傷害を受けた日、傷害の状態及び療養に係る日数に関する医師等の診断書

イ 傷害を受けた者が当該傷害を受けたときに町内に住所を有していたことを
証明する住民票の写し

ウ ア及びイに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（支給申請の期限）

第8条 見舞金の支給申請は、見舞金の支給を受けようとする者が犯罪行為による
死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行
為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、するこ
とができない。

（支給決定等）

第9条 町長は、第7条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、
速やかに支給の適否を決定するものとする。

2 町長は、見舞金の支給を決定したときは犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷
害見舞金）支給決定通知書（様式第3号）により、支給しないことに決定した
ときは犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（様
式第4号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第10条 前条第2項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」
という。）は、その支給を請求しようとするときは、犯罪被害者等見舞金（遺
族見舞金・傷害見舞金）請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない

い。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第11条 町長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

- (1) 見舞金の支給決定後に第6条各号に該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に見舞金を支給した見舞金の返還を求めることが適当であると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(報告等)

第12条 町長は、見舞金の支給に関し、受給者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し、関係機関、病院その他関係者に照会し、報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以降に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

(宛先)

小川町長

宛て

申請者 住 所
氏 名
連絡先
犯罪被害者との続柄

小川町犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の 発生した日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為の 発生した場所		
犯罪被害者	ふりがな 氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	死亡年月日	年 月 日
犯罪被害の 発生状況		
死亡前の傷害見舞 金の支給の有無	有 ・ 無	
取 扱 警 察 署 (被害届の受理番号)	都道府県 警察署 (年 月 日 第 号)	

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

(宛先)

小川町長

宛て

申請者 住 所

氏 名

連絡先

小川町犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の 発生した日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為の 発生した場所		
犯罪被害者	ふりがな 氏 名	
	生年月日	
	住 所	
犯罪被害の 発生状況		
負傷又は疾病 の状態		
取 扱 警 察 署 (被害届の受理番号)	都道府県 警察署 (年 月 日 第 号)	
備考		

【同意確認事項】

犯罪被害の発生状況等、申請に関する必要な事項について、小川町長が警察署等の関係機関に確認等を行うことに同意します。

また、傷害見舞金の支給後、小川町犯罪被害者等支援条例施行規則第6条各号の規定に該当することが判明したときは、同規則第11条の規定により、既に支給を受けた傷害見舞金を返還することに同意します。

年 月 日

氏名

<添付書類>

- ① 傷害を受けた日、傷害の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書
- ② 犯罪被害を受けた者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証する住民票の写し
- ③ その他町長が必要と認める書類 ()

様式第3号（第9条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

年 月 日

様

小川町長



年 月 日付で申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・
傷害見舞金）の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 見舞金の種類

2 支給決定額 円

様式第4号（第9条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

年 月 日

様

小川町長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）の支給について、下記の理由により支給しないこととしたので通知します。

記

理由

様式第5号 (第10条関係)

犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金・傷害見舞金) 請求書

年 月 日

(宛先)
小川町長

宛て

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

小川町犯罪者被害者等支援条例施行規則第10条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額		円
見舞金の振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第6号（第11条関係）

犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日

様

小川町長



年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）の支給について、下記の理由により、その決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

理由